

議案第17号

松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第6条の2 勤勉手当は、任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）であって、基準日にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

第7条中「前2条」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。